

## 食物アレルギーについて

- 食物アレルギーで食べることができない食品があり、医師の判断がある場合は、入学前に**給食停止**または**対応食提供**の手続きをとることになります。また、学年の途中であっても、食物アレルギーの症状を発症した場合は、その都度対応をしていきます。いずれの場合も、給食停止申請書または、食物アレルギー対応食提供に関する申し込み書を提出していただきます。その際、指定の診断書・食事療法の記録等を添付してください。

### 給食停止について

停止内容は「給食すべて」「牛乳」「パン」「米飯」になります。卵だけとか大豆のみ除去というような停止はできません。

ご希望の方は本日、必要書類をお渡しいたしますので、保護者会終了後に申し出てください。4月からの対応を希望の場合は、3月9日（金）までに必要書類を小学校に提出してください。

### 対応食提供について

食物アレルギー対応食提供を希望する場合は、各関係者と個別面談を行い、その後、対応について決定となります。ご希望の方は、本日面談日程について打ち合わせを行いますので、保護者説明会終了後に申し出てください。

### 代替飲料の提供について

新入学児の代替飲料提供は、牛乳の停止手続きが終了してからとなります。

4月中は各自、水筒に水かお茶を準備して持たせていただくこととなりますので、ご了承ください。

- ・給食に関してご心配なこと、または詳しく聞きたいことがある方は、担当（阿部）までご連絡ください。

参考資料《食物アレルギー対応食実施決定基準》

- ① 医師の診察・検査により、食物アレルギーと診断されていること。
- ② アレルゲン（原因食品）が特定されており、医師からも食事療法を指示されていること。
- ③ 家庭でも原因食品の除去を行うなど食事療法を行っていること。